

# 都税の納付方法

## ○窓口での納付

- 都税事務所・都税支所・支庁
- 金融機関・郵便局（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）
- コンビニエンスストア
  - ・1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

ー利用可能なコンビニエンスストアー(50音順)

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブン・イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア  
ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア  
ローソン MMK設置店\*(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

\*「MMK設置店」とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー(右図)が店頭に表示されています。

各種料金お支払い出来ます

MMK 設置店

公共料金・通信料・通販代金等 収納受付取扱店

0000 515 1141000000 1000

## ○スマートフォン決済アプリによる納付

### (1)バーコード読み取り方式の場合

- ・スマートフォン決済アプリの請求書の支払いサービスを使用して、納付書のバーコードを読み取るにより納付することができます。
- ・利用可能なスマートフォン決済アプリは、以下のアプリです(令和5年5月時点)。  
au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ
- 使用できる納付書
  - ・1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- 注意事項
  - ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
  - ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

## (2) QRコード読み取り方式の場合

・スマートフォン決済アプリのQRコード読み取り機能を使用して、納付書に印字された地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取ることで納付することができます。

●利用可能なスマートフォン決済アプリ及び各スマートフォン決済アプリの上限金額は地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」をご確認ください。

URL：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

●使用できる納付書

地方税統一QRコード（eL-QR）が印字された納付書に限ります。

※都税事務所にて発行した納付書等、一部の納付書にはeL-QRが印字されません。

※アプリによっては利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

●注意事項

・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



地方税お支払サイト

## ○パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

- ・パソコンやスマートフォン等から、インターネットの専用サイト(地方税お支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じたシステム利用料がかかります。)。詳しくは、地方税お支払サイトをご覧ください。

## ●クレジットカードで納付できる主な税目

- ・自動車税種別割、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)\*、固定資産税(償却資産)\*、不動産取得税、個人の事業税
  - ・なお、法人の都民税・法人の事業税等の申告税目については、eLTAXから発行された納付情報を基に、eLTAX上でクレジットカード納付ができます。
- \*23区内に所在する資産が対象です。

## ●注意事項

- ・税額が1,000万円未満の納付書又はeLTAXにより納付情報を発行した場合に限り、クレジットカードで納付できます。
- ・税額のほかに、税額に応じたシステム利用料(最初の1万円までは37円、以降税額が1万円増えるごとに75円が加算されます(消費税別。))がかかります。
- ・納付手続きが完了すると、納付の取消しやシステム利用料の返金はできません(税額が還付される場合でも、システム利用料は返金できません。)
- ・都税事務所・金融機関等の窓口やコンビニエンスストアではクレジットカードは利用できません。その他、地方税お支払サイトに記載されている注意事項をご確認の上、ご利用ください。


地方税お支払サイト

検索



地方税お支払サイト

## ○ペイジー(Pay-easy)納付(金融機関・郵便局の (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング)

- ・① (ペイジーマーク)の付いている都税の納付書をお持ちの場合、②eLTAXによる電子納税サービスをご利用の場合\*に納付できます。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、納付書を持参の上、金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
- ・システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳細は東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。  
\*eLTAXによる電子納税サービスは、eLTAXで電子申告を行った法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、事業所税(23区内)、都民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)の納付及び法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税の見込・みなし納付について利用できます。

## ○口座振替

- ・口座振替が利用できる都税は、固定資産税(土地・家屋)\*、固定資産税(償却資産)\*、個人の事業税です。  
\*23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については、口座振替の利用はできません。
- ・お申込みは、「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。  
専用サイト([https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web\\_kouzafurikae.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html))よりお申し込みください。

都税 Web口座振替

検索



- ・その他の申込方法や詳細については、東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)の「税金の支払い」や「都税Q&A」をご確認ください。
- ・お問合せは、主税局徴収部納税推進課(☎(03)3252-0955 平日9時～17時)までご連絡ください。

## ○納税の猶予制度

納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

## ■不動産と都税の減免

納税者や課税対象に特別な事情があるときには、都税の減免が認められる場合があります。

### 不動産取得税

- 都市再開発法に基づく権利変換手続により不動産を取得したとき
- 取得した不動産がその不動産取得税の納期限までに災害等により滅失・損壊したとき又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害等の後3年以内に取得したとき
- 公共事業による立退きで、一定期間内に代わりの家屋を取得したとき
- 土地区画整理法による土地区画整理事業に伴い、一定期間内に代わりの家屋を取得したとき  
など

(注)「東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免」については、7ページをご覧ください。

### 固定資産税・都市計画税(23区内)

- 生活保護法により生活扶助等を受けている方が固定資産を所有しているとき
- 相続税法の規定により所有する固定資産を物納したとき
- 災害等により固定資産が滅失又は甚大な損害を受けたとき

- 賦課期日(1月1日)後に、固定資産を国等へ無償で譲渡したとき又は国等へ無償で貸与し、公用若しくは公共の用に供しているとき  
など

(注1)「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免」については18ページをご覧ください。

(注2)「不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、19ページをご覧ください。

(注3)「耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、22、23ページをご覧ください。

(注4)「不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、23、24ページをご覧ください。

### 事業所税(23区内)

- 災害等により事業所用家屋が滅失又は甚大な損害を受けたとき  
など

### 個人の事業税

- 災害等により事業用資産や住宅等が滅失又は甚大な損害を受けたとき  
など

### 都税についての減免の手続

減免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所・都税支所・支庁に、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。

## ■令和5年度税制改正等のあらまし (不動産関係のうち主なものを抜粋)

### 所得税・住民税

- 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、一定の措置を講じた上、適用期限を4年延長する。
- 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、一定の措置を講じた上、適用期限を3年延長する。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、一定の見直しを行った上、適用期限を3年延長する。

### 不動産取得税

- 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、自己の居住の用に供された場合に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長する。

### 固定資産税

- 長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに工事を行った場合に、工事完了の翌年度分の税額から条例で定める割合(6分の1以上2分の1以下)に相当する金額を減額する措置を講じる。

### 登録免許税

- 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長する。

### 相続税・贈与税

- 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内(現行：3年以内)に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する等の見直しを行う。
- 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与額については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとする。

### <都税条例等の改正>

- 固定資産税・都市計画税(23区内)に関する軽減措置について、以下のとおり継続する。

小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置	令和5年度
小規模非住宅用地に対する減免措置	
商業地等に対する負担水準の上限引下げ措置	

## ■官公庁のご案内

### 都税事務所(23区内)

令和5年6月1日現在

千代田	〒101-8520	千代田区内神田2-1-12	☎(03)3252-7141
中央	〒104-8558	中央区新富2-6-1	☎(03)3553-2151
港	〒106-8560	港区麻布台3-5-6	☎(03)5549-3800
新宿	〒160-8304	新宿区西新宿7-5-8	☎(03)3369-7151
文京	〒112-8550	文京区春日1-16-21	☎(03)3812-3241
台東	〒111-8606	台東区雷門1-6-1	☎(03)3841-1271
墨田	〒130-8608	墨田区業平1-7-4	☎(03)3625-5061
江東	〒136-8533	江東区大島3-1-3	☎(03)3637-7121
品川	〒140-8716	品川区広町2-1-36	☎(03)3774-6666
目黒	〒153-8937	目黒区上目黒2-19-15	☎(03)5722-9001
大田	〒144-8511	大田区新蒲田1-18-22	☎(03)3733-2411
世田谷	〒154-8577	世田谷区若林4-22-13	☎(03)3413-7111
渋谷	〒151-8546	渋谷区千駄ヶ谷4-3-15	☎(03)5422-8780
中野	〒164-0001	中野区中野4-6-15	☎(03)3386-1111
杉並	〒166-8502	杉並区成田東5-39-11	☎(03)3393-1171
豊島	〒171-8506	豊島区西池袋1-17-1	☎(03)3981-1211

北	〒114-8517	北区中十条1-7-8	☎(03)3908-1171
荒川	〒116-8586	荒川区西日暮里2-25-1	☎(03)3802-8111
板橋	〒173-8510	板橋区大山東町44-8	☎(03)3963-2111
練馬	〒176-8511	練馬区豊玉北6-13-10	☎(03)3993-2261
足立	〒123-8512	足立区西新井栄町2-8-15	☎(03)5888-6211
葛飾	〒124-8520	葛飾区立石5-13-1	☎(03)3697-7511
江戸川	〒132-8551	江戸川区中央4-24-19	☎(03)3654-2151

### 都税証明郵送受付センター

都税の証明等を郵送にて申請される場合は、都税証明郵送受付センターへお送りください。

### 郵送時の送付先

〒112-8787  
東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

取り扱う証明や申請に必要な書類等の詳細は、32ページをご覧ください。

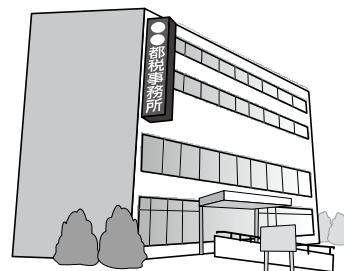


(都税事務所等一覧)

## 都税事務所(多摩地域)

令和5年6月1日現在

八王子都税事務所	〒192-8611 八王子市明神町3-19-2 ☎(042)644-1111	八王子市、 青梅市、 町田市、 日野市、 福生市、 多摩市、 稲城市、羽村市、 あきる野市、 瑞穂町、 日の出町、 檜原村、 奥多摩町
青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 ☎(0428)22-1152	
町田都税支所	〒194-8540 町田市中町1-31-12 ☎(042)728-5111	
立川都税事務所	〒190-0022 立川市錦町4-6-3 ☎(042)523-3171	立川市、 武蔵野市、 三鷹市、府中市、 昭島市、調布市、 小金井市、小平市、 東村山市、 国分寺市、 国立市、狛江市、 東大和市、清瀬市、 東久留米市、 武蔵村山市、 西東京市
府中都税支所	〒183-8549 府中市宮西町1-26-1 ☎(042)364-2288	
小平都税支所	〒187-8533 小平市花小金井1-6-20 ☎(042)464-0070	



(注) 都税支所では、以下の窓口業務を行っています。

- 都税の納税受付
- 各種申告書・申請書の受付
- 納税証明等の発行
- 納付書の発行
- 都税に関する一般的な相談 など

受付





## 支庁(島しょ)

令和5年6月1日現在

大 島	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1 ☎(04992)2-4423 ※税務担当直通	大島町、利島村、新島村、神津島村
三 宅	〒100-1102 三宅島三宅村伊豆642 ☎(04994)8-5013 ※行政担当直通	三宅村、御蔵島村
八 丈	〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷2466-2 ☎(04996)2-4511 ※税務担当直通	八丈町、青ヶ島村
小笠原	〒100-2101 小笠原村父島字西町 ☎(04998)2-3230 ※行政担当直通	小笠原村

## 区役所

令和5年6月1日現在

千代田	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 ☎(03)3264-2111	渋谷	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 ☎(03)3463-1211
中 央	〒104-8404 中央区築地1-1-1 ☎(03)3543-0211	中 野	〒164-8501 中野区中野4-8-1 ☎(03)3389-1111
港	〒105-8511 港区芝公園1-5-25 ☎(03)3578-2111	杉 並	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎(03)3312-2111
新 宿	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(03)3209-1111	豊 島	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎(03)3981-1111
文 京	〒112-8555 文京区春日1-16-21 ☎(03)3812-7111	北	〒114-8508 北区王子本町1-15-22 ☎(03)3908-1111
台 東	〒110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎(03)5246-1111	荒 川	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 ☎(03)3802-3111
墨 田	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ☎(03)5608-1111	板 橋	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 ☎(03)3964-1111
江 東	〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎(03)3647-9111	練 馬	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎(03)3993-1111
品 川	〒140-8715 品川区広町2-1-36 ☎(03)3777-1111	足 立	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎(03)3880-5111
目 黒	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 ☎(03)3715-1111	葛 飾	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎(03)3695-1111
大 田	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎(03)5744-1111	江 戸 川	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(03)3652-1151
世 田 谷	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎(03)5432-1111		

## 市役所

令和5年6月1日現在

八王子	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1	☎(042)626-3111
立川	〒190-8666 立川市泉町1156-9	☎(042)523-2111
武蔵野	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28	☎(0422)51-5131
三鷹	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1	☎(0422)45-1151
青梅	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1	☎(0428)22-1111
府中	〒183-8703 府中市宮西町2-24	☎(042)364-4111
昭島	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1	☎(042)544-5111
調布	〒182-8511 調布市小島町2-35-1	☎(042)481-7111
町田	〒194-8520 町田市森野2-2-22	☎(042)722-3111
小金井	〒184-8504 小金井市本町6-6-3	☎(042)383-1111
小平	〒187-8701 小平市小川町2-1333	☎(042)341-1211
日野	〒191-0016 日野市神明1-12-1	☎(042)585-1111
東村山	〒189-8501 東村山市本町1-2-3	☎(042)393-5111

国分寺	〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1	☎(042)325-0111
国立	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1	☎(042)576-2111
福生	〒197-8501 福生市本町5	☎(042)551-1511
狛江	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5	☎(03)3430-1111
東大和	〒207-8585 東大和市中央3-930	☎(042)563-2111
清瀬	〒204-8511 清瀬市中里5-842	☎(042)492-5111
東久留米	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1	☎(042)470-7777
武蔵村山	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1	☎(042)565-1111
多摩	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1	☎(042)375-8111
稲城	〒206-8601 稲城市東長沼2111	☎(042)378-2111
羽村	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1	☎(042)555-1111
あきる野	〒197-0814 あきる野市二宮350	☎(042)558-1111
西東京	〒188-8666 西東京市南町5-6-13	☎(042)464-1311

## 町村役場

令和5年6月1日現在

瑞穂町	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	☎(042)557-0501
日の出町	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780	☎(042)597-0511
檜原村	〒190-0212 西多摩郡檜原村467-1	☎(042)598-1011
奥多摩町	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川215-6	☎(0428)83-2111
大島町	〒100-0101 大島町元町1-1-14	☎(04992)2-1465 ※税務課直通
利島村	〒100-0301 利島村248	☎(04992)9-0011
新島村	〒100-0402 新島村本村1-1-1	☎(04992)5-0240

神津島村	〒100-0601 神津島村904	☎(04992)8-0011
三宅村	〒100-1212 三宅島三宅村阿古497 (臨時庁舎)	☎(04994)5-0981
御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村字入かねが沢	☎(04994)8-2121
八丈町	〒100-1498 八丈島八丈町大賀郷2551-2	☎(04996)2-1122 ※税務課直通
青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村無番地	☎(04996)9-0111
小笠原村	〒100-2101 小笠原村父島字西町	☎(04998)2-3111

# 税務署

令和5年6月1日現在

署名	担当区域	郵便番号	所在地	電話番号
麹町 神田	千代田区のうち麹町地区	102-8311	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎1階・2階	(03)3221-6011
	千代田区のうち神田地区	101-8464	千代田区神田錦町3-3	(03)4574-5596
日本橋 京橋	中央区のうち日本橋地区	103-8551	中央区日本橋堀留町2-6-9	(03)3663-8451
	中央区のうち京橋地区	104-8557	中央区新富2-6-1	(03)4434-0011
芝	港区のうち芝地区・ 東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	108-8401	港区芝5-8-1	(03)3455-0551
麻布	港区のうち麻布・赤坂地区	106-8630	港区西麻布3-3-5	(03)3403-0591
四谷 新宿	新宿区のうち四谷・牛込地区	160-8530	新宿区四谷三栄町7-7	(03)3359-4451
	新宿区のうち新宿地区	169-8561	新宿区北新宿1-19-3	(03)6757-7776
小石川 本郷	文京区のうち小石川地区	112-8558	文京区春日1-4-5	(03)3811-1141
	文京区のうち本郷地区	113-8459	文京区西片2-16-27	(03)3811-3171
東京上野 浅草	台東区のうち下谷地区	110-8607	台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎	(03)3821-9001
	台東区のうち浅草地区	111-8602	台東区蔵前2-8-12	(03)3862-7111
本所 向島	墨田区のうち本所地区	130-8686	墨田区業平1-7-2	(03)3623-5171
	墨田区のうち向島地区	131-8509	墨田区東向島2-7-14	(03)3614-5231
江東西 江東東	江東区のうち城東地区を除く地区	135-8311	江東区猿江2-16-12	(03)3633-6211
	江東区のうち城東地区	136-8505	江東区亀戸2-17-8	(03)3685-6311
品川 荏原	品川区のうち品川・大崎・大井・八潮地区	108-8622	港区高輪3-13-22	(03)3443-4171
	品川区のうち荏原地区	142-8540	品川区中延1-1-5	(03)3783-5371
目黒	目黒区	153-8633	目黒区中目黒5-27-16	(03)3711-6251
大森 雪谷 蒲田	大田区のうち大森地区	143-8565	大田区中央7-4-18	(03)3755-2111
	大田区のうち調布地区	145-8506	大田区雪谷大塚町4-12	(03)3726-4521
	大田区のうち蒲田地区	144-8556	大田区蒲田本町2-1-22	(03)3732-5151
世田谷 北沢 玉川	世田谷区のうち中央部地区	154-8523	世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎3階・4階	(03)6758-6900
	世田谷区のうち北部地区	156-8555	世田谷区松原6-13-10	(03)3322-3271
	世田谷区のうち玉川地区	158-8601	世田谷区玉川2-1-7	(03)3700-4131
渋谷	渋谷区	150-8333	渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎	(03)3463-9181

○国税に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページでタックスアンサーやチャットボット(ふたば)をご利用いただくか、所轄の税務署に電話をおかけいただき、自動音声の案内に従い、「1」番を選択して国税局電話相談センターをご利用ください。

令和5年6月1日現在

署名	担当区域	郵便番号	所在地	電話番号
中野	中野区	164-8566	中野区中野4-9-15	(03)3387-8111
杉並	杉並区のうち阿佐谷・高円寺地区	166-8501	杉並区成田東4-15-8	(03)3313-1131
荻窪	杉並区のうち荻窪地区	167-8506	杉並区荻窪5-15-13	(03)3392-1111
豊島	豊島区	171-8521	豊島区西池袋3-33-22	(03)3984-2171
王子	北区	114-8560	北区王子3-22-15	(03)3913-6211
荒川	荒川区	116-8588	荒川区西日暮里6-7-2	(03)3893-0151
板橋	板橋区	173-8530	板橋区大山東町35-1	(03)3962-4151
練馬東	練馬区の一部	176-8503	練馬区栄町23-7	(03)6371-2332
練馬西	練馬区の一部	178-8624	練馬区東大泉7-31-35	(03)3867-9711
足立	足立区のうち千住・綾瀬地区	120-8520	足立区千住旭町4-21	足立地方合同庁舎 (03)3870-8911
西新井	足立区のうち西新井地区	123-8501	足立区栗原3-10-16	(03)3840-1111
葛飾	葛飾区	124-8560	葛飾区立石8-31-6	(03)3691-0941
江戸川北	江戸川区の一部	132-8668	江戸川区平井1-16-11	(03)3683-4281
江戸川南	江戸川区の一部	134-8567	江戸川区清新町2-3-13	(03)5658-9311
八王子	八王子市	192-8565	八王子市明神町4-21-3	(042)697-6221
立川	立川市、昭島市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市	190-8565	立川市緑町4-2	立川地方合同庁舎 (042)523-1181
武蔵野	武蔵野市、三鷹市、小金井市	180-8522	武蔵野市吉祥寺本町3-27-1	(0422)53-1311
青梅	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	198-8530	青梅市東青梅4-13-4	(0428)22-3185
武蔵府中	府中市、調布市、狛江市	183-8548	府中市本町4-2	(042)362-4711
町田	町田市	194-8567	町田市中町3-3-6	(042)728-7211
日野	日野市、多摩市、稲城市	191-8520	日野市万願寺6-36-2	(042)585-5661
東村山	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	189-8555	東村山市本町1-20-22	(042)394-6811

○国税に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページでタックスアンサーやチャットボット(ふたば)をご利用いただくか、所轄の税務署に電話をおかけいただき、自動音声の案内に従い、「1」番を選択して国税局電話相談センターをご利用ください。

## 東京法務局(本局・支局・出張所)

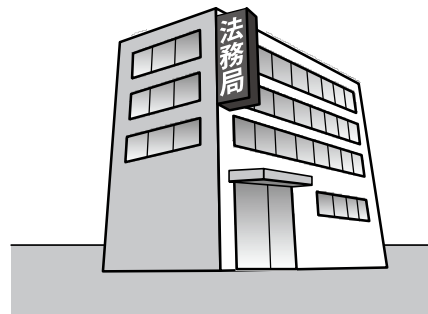
令和5年6月1日現在

庁名	所在地	電話番号
本局	千代田区九段南 〒102-8225 1-1-15(九段第2合同庁舎)	(03)5213-1234(代) (03)5213-1330(不動産登記) (03)5213-1337(商業・法人登記)
登記電話案内室*		(03)5318-0261
八王子支局	〒192-0046 八王子市明神町4-21-2 (八王子地方合同庁舎1・2階)	(042)631-1377
府中支局	〒183-0052 府中市新町2-44	(042)335-4753
西多摩支局	〒197-0004 福生市南田園3-61-3	(042)551-0360
港出張所	〒106-8654 港区東麻布2-11-11	(03)3586-2181
台東〃	〒110-8561 台東区台東1-26-2	(03)3831-0625
墨田〃	〒130-0024 墨田区菊川1-17-13	(03)3631-1408
品川〃	〒140-8717 品川区広町2-1-36 (品川区総合庁舎)	(03)3774-3446
城南〃	〒146-8554 大田区鶴の木2-9-15	(03)3750-6651
世田谷〃	〒154-8531 世田谷区若林4-22-13 (世田谷合同庁舎2階)	(03)5481-7519
渋谷〃	〒150-8301 渋谷区宇田川町1-10 (渋谷地方合同庁舎)	(03)3463-7671
新宿〃	〒169-0074 新宿区北新宿1-8-22	(03)3363-7385
中野〃	〒165-8588 中野区野方1-34-1	(03)3389-3379

\* 登記申請に関する一般的な手続の案内は、事前予約制となっておりますので、登記電話案内室にお電話をお願いします。

庁名	所在地	電話番号
杉並出張所	〒167-0035 杉並区今川2-1-3	(03)3395-0255
板橋〃	〒173-0004 板橋区板橋1-44-6	(03)3964-5385
豊島〃	〒171-8507 豊島区池袋4-30-20 (豊島地方合同庁舎)	(03)3971-1616
北〃	〒114-8531 北区王子6-2-66	(03)3912-2608
練馬〃	〒179-8501 練馬区春日町5-35-33	(03)5971-3681
江戸川〃	〒132-8585 江戸川区中央1-16-2	(03)3654-4156
城北〃	〒124-8502 葛飾区小菅4-20-24	(03)3603-4305
町田〃	〒194-0022 町田市森野2-28-14 (町田地方合同庁舎)	(042)722-2414
田無〃	〒188-0011 西東京市田無町4-16-24	(042)461-1130
立川〃	〒190-8524 立川市緑町4-2 (立川地方合同庁舎6階)	(042)524-2716

(注) 上記のうち供託取扱庁は、本局、八王子支局、府中支局及び西多摩支局です。



## ■税金に関するご相談は

### 電話・面談等

<都 税>

- 都税事務所の相談コーナー(77、78ページ参照)
- 主税局都税相談コーナー ☎(03)5388-2925  
新宿区西新宿2-8-1(都庁第一本庁舎)

<国 税>

- 国税に関する一般的なご相談は、国税庁ホームページでタックスアンサーやチャットボット(ふたば)をご利用いただくか、所轄の税務署(81、82ページ参照)に電話をおかけいただき、自動音声の案内に従い、「1」番を選択して国税局電話相談センターをご利用ください。税務署での面接相談は、「2」番を選択して事前予約の上ご来署ください。予約のないご相談には対応できない場合があります。

### 出版物

- 東京都主税局発行  
「あなたと都税」、「ガイドブック都税」、「不動産と税金」  
「外国語版ガイドブック都税」(英語・中国語・韓国語)  
(注)都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)で無料配布しています。
- 公益財団法人東京税務協会発行  
「地方税ミニガイド2023」(価格:470円(税込))  
(注)お問合せは、(公財)東京税務協会(☎(03)3228-7998)まで
- 国税庁発行(税務署で無料で配布しています。)  
「暮らしの税情報」

### ホームページ

- <都 税>東京都主税局ホームページ  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>
- <国 税>国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

## ■その他の不動産に関するご相談は

- 賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談→賃貸ホットライン  
住宅政策本部不動産課内 ☎(03)5320-4958
- 不動産取引(売買・賃貸)のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談→指導相談担当  
住宅政策本部不動産課内 ☎(03)5320-5071
- 宅地建物取引業者が関与する不動産取引紛争の民事上の法律相談(弁護士相談・面談予約制)→東京都不動産取引特別相談室  
住宅政策本部不動産課内 ☎(03)5320-5015(予約受付)
- 新・増・改築をするときの建築確認の申請  
区役所(79ページ参照)の建築課  
多摩建築指導事務所  
建築指導第一課(立川合同庁舎)☎(042)548-2044  
建築指導第二課(小平合同庁舎)☎(042)464-2154  
建築指導第三課(青梅合同庁舎)☎(0428)23-3423  
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、西東京市内での建築確認の申請は市役所(80ページ参照)の建築指導課又は建築開発審査課

## 不動産と税金 2023 (令和5年度版)

令和5年6月発行

印刷番号 (4) 75

編集・発行

東京都主税局総務部総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話(都庁代表) 03(5321)1111

電話(ダイヤルイン) 03(5388)2924・5

印 刷

株式会社ドゥ・アーバン



東京都主税局

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>



全国トップレベル70%再生紙を  
使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。